

輸出国事前調査について (ニュージーランド)

1. 調査期間等

- (1) 時期: 2013年3月
- (2) 内容: ニュージーランドの食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象: 第一次産業省(MPI)

2. 調査結果(概要)

- (1) ニュージーランド政府の組織構造及び所掌業務

オーストラリア・ニュージーランド食品安全当局

FSANZはオーストラリアとニュージーランドの二国間における独立した、専門的知識に基づく法定機関であり、オーストラリア・ニュージーランド食品当局法(Australia New Zealand Food Authority Act 1991)に基づき、基準の管理と改正を行う。

FSANZの基準設定のプロセスは科学的根拠、Codexのリスクアナリシスモデル(リスクアセスメント、リスクマネジメント、リスクコミュニケーション)に基づく。

第一次産業省(Ministry for Primary Industries: MPI)

MPIはニュージーランドにおける農業・林業・漁業等の成長と保護を管轄し、一次製品の製造者から小売業者・消費者に至るまでが正しい市場アクセスに則って行われているかを管理する。具体的な役割としては以下のとおり。

- ・ニュージーランドの一次産業の持続的な発展を支援するための政治的アドバイス、プログラムの提供
- ・輸出入される食品を含め、ニュージーランドで製造・消費される食品に関する法規の制定。
- ・水際における輸入品の監視
- ・輸出食品の管理

MPIの中で、食品衛生管理に関わっているのは主に以下の3部署である。

*Standards

食品の規格基準を定める。また、定めた基準が世界的に規格として見合うかどうか、市場アクセスにおいて適切かどうか等について管理を行う。

*Compliance and Response

ニュージーランド国内または輸入食品等で問題が発生した際の対応を担当する。

*Verification and System

食品衛生管理システムに対する監査を行う。

(2) ニュージーランドの食品衛生関係法令等(全般)

Food Standards Code (Food Standards Australia New Zealand)

→食品表示、組成、食品安全及び衛生基準について規定。MRL については、この Food Standards Code に定められているものを採用しているものもある(ただし、中には外国からの基準を適用しているものもある。)。第1章～第4章までであるが、ニュージーランドにおいて適用されるのは第1章及び第2章のみ。

Food Act 1981

→ニュージーランド国内市場における食品の規格について規定。

Animal Product Act 1999

→ニュージーランド国内、又は輸出用の動物性食品の管理について規定。

Agricultural Compounds and Veterinary Medicines Act 1997

→残留農薬、動物用医薬品について、食品法 1981 に定める基準に違反することがないよう、残留農薬・動物用医薬品について評価、管理を行う為の法律。

Wine Act 2003

→ワインの製造に関する安全管理について規定。また、輸出資格要件についても規定。

Food Hygiene Regulations 1974

→食品の衛生管理について規定。地方自治体によって管理運営される。

(4) ニュージーランドにおける食品衛生管理

ニュージーランドにおける食品衛生管理は政府・公認監査機関・業界団体の3段階に分けられる。

政府が基準を策定し、業界団体がそれに基づき、自ら策定した Risk-based Management Plan を元に管理を行う。この業界団体による食品衛生管理については、政府が認定した監査機関によって監査が行われる。

① 動物性食品(食肉・水産物含む)

Animal Products Act 1999 に基づいて、業界団体によって明文化された Risk Management Program(RMP)によって管理されている。RMP については、微生物、化学物質等による衛生管理や表示など、製品の製造全体について網羅されているものである。

また、RMP は政府によって認定された監査機関・監査員によって定期的に監査が行われ、適切な衛生管理がなされているかについて確認されている。

② 農産食品

国内消費品・輸出品ともにニュージーランドの国内法に適合していなければならない。残留農薬の MRL については、Food Act 1981 を基に MPI が設定する。残留農薬の管理については、業界団体毎にプログラム(Good Agricultural Practice: GAP)を作成し、それに基づいて

管理がなされている。管理プログラムについては、政府認定の監査機関・監査員によって、定期的に監査が行われる。

③ワイン

Wine Act 2003に基づいて管理されている。他の食品同様、実質的な管理は業界団体によって行われ、その監査を政府認定の監査機関・監査員が行う。ワイン輸出業者は、Wine Act の要求事項に従っているかを明示するために、Wine Standards Management Plans(WSMP) が求められる。

3. 参考法令(URL リンク)

Food Standards Code (Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/foodstandardscode.cfm>

Food Act 1981

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1981/0045/latest/DLM48687.html?src=qs>

Animal Product Act 1999

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1999/0093/latest/DLM33502.html?src=qs>

Agricultural Compounds and Veterinary Medicines Act 1997

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1997/0087/latest/DLM414577.html?src=qs>

Wine Act 2003

http://www.legislation.govt.nz/act/public/2003/0114/latest/DLM222447.html?search=ts_act%40bill%40regulation%40deemedreg_wine+act_resel_25_a&p=1

Food Hygiene Regulations 1974

<http://www.legislation.govt.nz/regulation/public/1974/0169/latest/DLM42658.html?src=qs>

以 上